

平成30年度 群馬県商工会連合会

経営支援員採用資格試験 新実施要領

※ 新制度のご案内

- ①本年度から採用は、経営支援員に一本化されました。
- ②経営指導員は、経営支援員から登用する制度としました。

群馬県商工会連合会 人事管理委員会

【担当】組織運営課

【〒】〒371-0047

【住所】群馬県前橋市関根町三丁目8番地の1

【TEL】027-231-9779 【FAX】027-234-3378

【URL】<http://www.gcis.or.jp>

この試験は、群馬県下の商工会及び商工会連合会で、経営支援員として働く人を選考する試験です。

【商工会とは】

商工会は「商工会法」に基づいて設立された公益法人です。

【目的と現状】

商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的に設置されています。

現在は、全国で約1,660、群馬県で43の商工会が設置されており、国・県・市町村等の施策を活用して、小規模企業、中小企業の支援を実施しています。

また、地域経済の活性化を図るため、各地域の課題に対応した様々な活動を行っています。

【商工会の主な3つの事業】

①「経営改善普及事業」

地域商工業者の経営上の様々な問題（税務・金融・労務・記帳・経営全般等）について支援業務を行う事業です。

②「地域総合振興事業」

むらおこし・街づくり事業、大型店対策、商店街再開発、地域振興等を通じて、地域経済の振興発展を図りながら地域社会全体の活性化に寄与していく事業です。

③「社会一般の福祉の増進に資するための事業」

地域住民のコミュニティ活動の支援、伝統文化保存のための各種イベントの開催、講演会の開催、地域の美化運動や各種福祉事業等があります。

【経営支援員とは】

経営支援員は、商工会運営に関する経理、決算等の業務を行うと共に、経営指導員不在時に軽度な経営指導を行います。税務・金融・労務・記帳・経営全般の支援業務、地域産業の振興に必要なイベント業務等も行います。

【経営指導員とは】

経営指導員は、地区内の小規模事業者の経営の改善発達、地域の活性化及び商工業の振興のために、経営改善普及事業を主体的に実施します。

経営指導員の登用は、人事管理委員会により経営支援員として業務に従事していたものから行います。

平成30年度 群馬県商工会連合会 「経営支援員」
採用資格試験 新実施要領

群馬県商工会連合会
人事管理委員会

群馬県内の商工会または群馬県商工会連合会で勤務する経営支援員の採用資格試験を次のとおり行います。

1. 採用予定人員

若干名

2. 採用期日・勤務地等

(1) 採用期日：平成30年8月1日採用

(2) 勤務地：県内商工会または商工会連合会（欠員が生じた商工会に配属します。
現時点での配属先は未定ですが、概ね県内中・西部地区となります）

3. 事務職の定義

商工会運営に関する経理、決算等の業務を行うと共に、経営指導員不在時に軽度な経営指導を行う。税務・金融・労務・記帳・経営全般の支援業務、地域産業の振興に必要なイベント業務等も行う。

4. 受験資格

次の全ての事項を満たす者

(1) 高等学校以上の卒業者

(2) 県内商工会または商工会連合会に勤務可能な者。その後、人事異動に対応できる者。（通勤時間は原則として概ね1時間以内）

(3) 簿記3級以上の資格所有者（但し、簿記資格を所有していない者は、採用後速やかに取得することとする。）

次のいずれかに該当しない者

(1) 成年被後見人及び被保佐人

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終る日まで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 本試験を受ける以前に懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) 反社会的勢力と関係のある者

5. 試験の方法

試験は第2次試験までとし、第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。
書類選考により第1次試験の受験者を決定します。

(1) 第1次試験

① 職場適応性検査

職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向の面からの試験

② 教養試験（大学卒業程度）

社会、人文及び自然に関する一般的知能並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能の試験

③ 小論文

当日提示されるテーマについて論述

(2) 第2次試験

面接等により人物について試験を行います。

6. 試験日、場所及び合格発表日

区分	試験日	場 所	合格発表日
第1次試験	平成30年6月24日（日）	群馬県商工連会館 住所：前橋市関根町3-8-1 電話：027-231-9779	6月下旬
第2次試験	平成30年7月10日（火）	同 上	7月中旬

(1) 第1次試験の日程

※ 受付時間：午前8時30分から午前8時50分まで

① 職場適応性検査：午前9時00分から午前9時30分まで

② 教養試験：午前9時40分から午前11時40分まで

③ 小論文：午後0時40分から午後1時40分まで

(2) 第2次試験の案内

第1次試験の合格者に対して別にお知らせします。

(3) 合格発表の方法

第1次試験、第2次試験共、発表当日に次のとおりとします。

① 合格者に書面で通知

② 群馬県商工会連合会のホームページに受験番号を掲載

7. 申込手続、受付期間

(1) 申込手続

① 次の履歴書及び郵便ハガキを封入し、封筒表面に「経営支援員採用資格試験」と朱書して群馬県商工会連合会組織運営課宛て送付してください。

(ア) 市販の履歴書（１部）

- ・ J I S規格に適合した履歴書（**A 3サイズ**）に必要事項を記入し、写真を貼付したもの。（写真は3ヶ月以内に帽子をつけずに撮影したもの）

(イ) 郵便ハガキ（１部）

- ・ 表面に申込者の郵便番号、住所、氏名を記載済みのもの
- ・ 裏面は未記入のもの
- ・ 切手が貼付されているもの

② 本会で受付後、郵便ハガキの裏面に受験票を印刷して返送します。受験票に必要事項を記入、写真貼付の上、試験当日に持参してください。試験当日に受験票が無い方は受験できません。

③ ファクス、電子メールによる申込は受け付けません。また、申込書類は返却しませんが、所定の手続き終了後、本会で責任をもって破棄いたします。

※個人情報の取扱について

本会は受験申込に関する個人情報を採用選考の目的に限り取得・利用し、個人情報保護法に基づいた取り扱いをいたします。

(2) 書類送付・届先

群馬県商工会連合会 人事管理委員会 担当 組織運営課
〒371-0047 前橋市関根町三丁目8番地の1

(3) 受付期間

平成30年5月22日（火）から6月14日（木）（必着）

8. 合格から採用までの経路

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から採用者が決定されます。但し、採用候補者名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は合格日から1年間です。

9. 給与及び勤務条件

(1) 給与

大学卒初任給：184,300円

短大卒初任給：164,200円

高校卒初任給：150,400円

※ 大学院を卒業した人や、採用される前に民間企業などに勤務したことのある人は、一定の基準により増額されます。また、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当が支給されます。

(2) 勤務形態

土曜日、日曜日、祝日は原則として休みです。(但し、祭りやイベント等出勤することがあります。) その他に夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、出産休暇等の特別休暇があります。

勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

10. 最近の採用実績 (学校名)

青山学院大学大学院、高崎経済大学、獨協大学、日本大学、淑徳大学、帝京大学
筑波大学、埼玉大学

11. その他

この試験についての問合せは、下記にご連絡ください。

群馬県商工会連合会 組織運営課 今泉

〒371-0047 前橋市関根町三丁目8番地の1 電話027-231-9779

URL <http://www.gcis.or.jp> E-mail kenren@gcis.or.jp